

別紙3 市とSPCのリスク分担の基本的な考え方

リスクの種類	市	SPC
事業スキームの構築段階		
1 本事業の住民への周知 理解不足による事業の遅延	(○) 資料提供、説明会への出席などで 協力	○ 住民説明及び関連する諸費用（会 場設営、資料・パンフレット作成 など）はSPC負担
2 設置基数の目標未達成		○ 国庫補助要件未達成による交付対 象外となった場合における市負担 増はSPC負担
3 制度変更等に伴う条例の重要 な変更、事業スキームの重要 な変更起因する事業の遅延 契約解除	○ 国庫補助金制度変更等に伴う事業 遅延に対しては、市に起因する契 約解除条項などで対応	
4 自然災害による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除条項 に基づき、契約解除金を事業者に 支払う	(○) 不可抗力に起因する契約解除条項 に基づき、契約解除に伴う一部費 用を負担
工事から買取までの段階		
5 設置届・工事完了届法定要件 に関わるトラブル	トラブルに起因して市が損害を受 けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
6 工事計画・工事費をめぐる市 民とのトラブル処理	トラブルに起因して市が損害を受 けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
7 工事の実施に伴う市民・近隣 トラブル処理	トラブルに起因して市が損害を受 けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
8 受益者分担金の不納付	○ 市が全て責任を負う	(○) 納付に対する事前説明はSPCの 責任
9 工事中の自然災害による設備 損壊		○ SPCが全て責任を負う 履行保証保険で対応

保守点検、法定検査、資源リサイクルの検討

10 保守点検、法定検査等定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ S P C が全て責任を負う
11 保守点検、法定検査に関わる機能不全、使用者とのトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ S P C が全て責任を負う
12 想定外保守管理費用の発生	○ 経年劣化や災害等の不可抗力による破損による費用については、市が責任を負う。	(○) 状況の報告、原因の特定等については、S P C が責任を負う。
13 資源リサイクル等の検討、及び実施	(○) 活動の資料提供などで協力	○ 資源活用に伴う、試験のための経費、及び必要となる説明会など関連する諸費用（会場設営、資料、パンフ作成など）はS P C 負担
14 使用料の不納付	○ 市が全て責任を負う	

資金調達・支払い段階

15 S P C の破綻、契約解除時における損害の発生	契約解除の原因者側が負担	
16 S P C の破綻、契約解除時における修復費用の発生	○ 市が負担。 事業者に破綻保険への付保を要求	
17 S P C の破綻、契約解除時における債権者への支払い		○ S P C が負担 市への遡及は不可
18 市の買取時期の遅れ・年度委託費の支払いの遅れ	○ 市は事業者の経過金利負担、損を賠償する責任	

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。